

〔平成31年1月分以降用〕「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(一般措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2)の適用を受けるための適用要件を確認する際に使用してください。
- 2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの制度の適用を受けることができます。
- 3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、制度の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 4 被相続人からの贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの制度の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 5 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4)の制度の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(一般措置)」の適用要件チェックシートを使用してください。
- 6 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの制度の適用を受ける場合には、2面の要件も確認してください。

制度の適用に係る会社の名称 :

被相続人氏名 :

相続人等(制度適用者)

住 所

氏 名

電話 ()

関 与 税 理 士	所在 地		
	氏 名		電 話

項目	確認内容(適用要件)		確認結果		確認の基となる資料
被 相 続 人	(1) (2)の場合以外の場合ですか。		はい	いいえ	—
	相続開始前(はずれかの日) 相続開始の直前(注1)	① その会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じです。)を有していたことがありますか。 ② 被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) ③ 被相続人が被相続人及び被相続人と特別の関係がある者(会社の後継者となる者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	(2) その会社の非上場株式等について既に租税特別措置法第70条の7第1項、第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項の規定の適用を受けている者等が、その会社の非上場株式等を相続又は遺贈(以下「相続等」といいます。)により取得する場合ですか。		はい		○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など
後 継 者 (相 続 人 等)	相続開始の直前	○ その会社の役員ですか(被相続人が60歳未満で死亡した場合を除きます。)。(注4)	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続開始の時	① その非上場株式等の取得は、経営承継期間の末日までに相続税の申告書の提出期限が到来する相続等によるものですか。(注5) ※ その会社の非上場株式等について既に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の2第1項の規定の適用を受けている場合には、①の要件の確認が必要となります。 ② 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) ③ 後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 認定書の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	相続開始日の翌日から5か月を経過する日	○ その会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	相続開始の時から申告期限まで	○ 対象非上場株式等の全てを保有していますか。(注6)	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	申告期限まで	○ その会社の非上場株式等について、租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用を受けていませんか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など ○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など

※ 2面に続きます。

(1面からの続きです。)

会社 相続開始の時	<p>① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。（注7） ② 中小企業者ですか。 ③ 非上場会社ですか。 ④ 風俗営業会社には該当していませんか。（注8） ⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。（注9） ⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、制度の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。（注10）・（注11） ⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。（注12）・（注13） ⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えてますか。（注14） ⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。 ⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。</p>	<p>はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい</p> <p>いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ</p>	<p>○ 認定書の写し ○ 従業員数証明書 ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など</p>

(注) 1 代表権を有していた被相続人が相続開始の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。

2 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

3 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。

なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。

4 災害等（租税特別措置法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。以下13において同じです。）が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の2第31項第1号、第2号又は第4号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、この要件が除かれます。

5 「経営承継期間」とは、この制度の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの制度の適用を受ける後継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(1) 後継者の最初のこの制度の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

(2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

6 「対象非上場株式等」とは、租税特別措置法第70条の7の2第1項に規定する株式等をいいます。

7 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。

8 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

9 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。

10 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。

11 会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式等（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数等の50%超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。）がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。

12 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。

13 災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした対象非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、⑦の要件が除かれます。

14 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。

※ 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの制度の適用を受ける場合に併せて確認してください。

項目	確認内容（適用要件）	確認結果	
同族株式等・特定受贈同族会社	<p>① 平成22年3月31までに後継者の納稅地の所轄稅務署長に、この制度の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した届出書を提出していますか。</p> <p>② 後継者は、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていますか。</p> <p>③ 制度の適用を受けることを選択した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等の全てを贈与の時から相続税の申告期限までの間保有していますか。</p>	はい はい はい	いいえ いいえ いいえ
特定同族会社	○ 後継者が所得稅法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3第3項第4号に規定する確認日の翌日から2か月を経過する日までに、同条第1項に規定する確認書を後継者の納稅地の所轄稅務署長に提出していますか。	はい	いいえ

(平成31年1月分以降用) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(一般措置)の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2)の適用を受けるための提出書類を確認する際に使用してください。
- 2 このチェックシートは、申告書の作成に際して、制度の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 3 被相続人からの贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの制度の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4)の制度の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(一般措置)」の提出書類チェックシートを使用してください。
- 5 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの制度の適用を受ける場合には、下段の提出書類も確認してください。

制度の適用に係る会社の名称 :

被相続人氏名 :

相続人等(制度適用者)

住 所

氏 名

電話 ()

関 与 税 理 士	所 在 地		
	氏 名	電 話	

(注) 担保提供書及び担保関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の直前及び相続開始の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限ります。)	<input type="checkbox"/>
2	相続開始の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
3	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)	<input type="checkbox"/>
4	円滑化法施行規則第7条第14項の都道府県知事の認定書(同令第6条第1項第8号又は第10号の事由に係るものに限りません。)の写し及び同令第7条第3項(同条第5項において準用する場合を含みます。)の申請書の写し(租税特別措置法第70条の7の2第2項第3号イからヘまでに掲げる要件の全てを満たす者が2人以上ある場合には、会社が定めた1人の者の記載があるものに限ります。)	<input type="checkbox"/>
5	会社が租税特別措置法第70条の7の2第2項第5号イに規定する外国会社又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する法人の株式等を有する場合には、相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、相続開始の日の3年前の日の属する事業年度から相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	<input type="checkbox"/>

*「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(一般措置)の適用要件チェックシート(2面)における、(注)4又は13に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの制度の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。

提出書類	チェック欄
後継者(相続人等)が、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>

(注) 特定同族株式等の贈与者が死亡した場合には、上記の書類の提出は必要ありません。